

令和4年度 自動車税環境性能割 税率表(新車・中古車)

区分	燃料等	排出ガス基準・燃費基準		税率(登録車)		
				自家用	営業用	
乗用車 (ガソリン車)	ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★	R12年度燃費基準85%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準123%] ※[H22年度燃費基準+84%]	非課税	非課税	
			R12年度燃費基準75%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準109%] ※[H22年度燃費基準+62%]	1.0%	非課税	
			R12年度燃費基準65%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準達成] ※[H22年度燃費基準+50%]	2.0%	0.5%	
			R12年度燃費基準60%かつR2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	
乗用車 (LPG車)	LPG車 LPGハイブリッド車	★★★★	R12年度燃費基準85%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準123%]	非課税	非課税	
			R12年度燃費基準75%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準109%]	1.0%	非課税	
			R12年度燃費基準65%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準達成]	2.0%	0.5%	
			R12年度燃費基準60%かつR2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	
乗用車 (ディーゼル車)	ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準適合	R12年度燃費基準85%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準123%]	非課税	非課税	
			R12年度燃費基準75%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準109%]	非課税	非課税	
			R12年度燃費基準65%かつR2年度燃費基準達成 ■[R2年度燃費基準達成]	非課税	非課税	
			R12年度燃費基準60%かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
車両総重量 2.5トン以下の バス・トラック	ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★	R2年度燃費基準+5% ※[H22年度燃費基準+57%] (バスに限る)	非課税	非課税	
			H27年度燃費基準+25% ※[H22年度燃費基準+57%] (トラックに限る)	非課税	非課税	
			R2年度燃費基準達成 ※[H22年度燃費基準+50%] (バスに限る)	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準+20% ※[H22年度燃費基準+50%] (トラックに限る)	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準+15% ※[H22年度燃費基準+44%]	2.0%	1.0%	
			H27年度燃費基準+15%	非課税	非課税	
車両総重量 2.5トン超 3.5トン以下の バス・トラック	ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★	H27年度燃費基準+10%	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準+5%	2.0%	1.0%	
			R2年度燃費基準達成(バスに限る)	非課税	非課税	
		★★★	H27年度燃費基準+20%(トラックに限る)	非課税	非課税	
			H27年度燃費基準+15%	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準+10%	2.0%	1.0%	
	ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準+15%	非課税	非課税	
			H27年度燃費基準+10%	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準+5%	2.0%	1.0%	
		H21年排出ガス基準適合	R2年度燃費基準達成(バスに限る)	非課税	非課税	
			H27年度燃費基準+20%(トラックに限る)	非課税	非課税	
			H27年度燃費基準+15%	1.0%	0.5%	
車両総重量 3.5トン超の バス・トラック	ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H28年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準+10%	非課税	非課税	
			H27年度燃費基準+5%	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	
			電気自動車	—	—	非課税
その他の自動車	天然ガス自動車	H30年排出ガス基準適合(3.5トン以下) 又は H21年排出ガス基準10%低減	—	—	非課税	非課税
	プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	非課税	非課税
	上記に該当しないもの				3.0%	2.0%

注1 「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車

注2 「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車

■ 令和12年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、令和2年度基準及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車の場合

※ 令和12年度基準、令和2年度基準及び平成27年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車の場合